

**新潟県選挙管理委員会規程第15号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
津南町	(略) 軽費老人ホーム ケ アハウス リバーサイ ドみさと <u>恵福園ほくぶ</u>	(略) 中魚沼郡津南町大 字芦ヶ崎乙355  <u>中魚沼郡津南町大 字下船渡甲8119番 地</u>	津南町	(略) 軽費老人ホーム ケ アハウス リバーサイ ドみさと	(略) 中魚沼郡津南町大 字芦ヶ崎乙355
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。